

JMRC関東ラリー共済について（規則書掲出）

今年より、JMRC関東の協力により、JMRC関東の見舞金制度の一部としてラリー共済を始めることになりました。

<加入できる選手>

DR、NVともにJMRC関東に加盟しているクラブ員で、かつ見舞金制度もしくは、スポーツ安全保険C区分のいずれかに加入していること

<補償内容>

掛け金 1戦 5000円 対物 免責 10万 上限30万
対人 死亡500万 傷害200万（最大）
1競技車1競技会において最大2000万まで補償

競技会受付から最終のTC、またはCPまでが有効

※上記期間以外は競技外と思われるので、任意保険での対応となります。

・対人

対象：オフィシャル、ギャラリー、一般の方、他の選手

死亡：自賠責 3000万 + 共済500万

傷害：自賠責 120万（最大）+ 共済200万（最大）

※傷害の金額査定は見舞金制度に準ずる。

※選手本人（DR、NV）は上記の対人には含まれません

そのため、スポーツ安全保険C区分又は見舞金制度への加入を義務付けています。

DR：死亡時 スポーツ安全保険（2000万）又は見舞金（1000万）

NV：同上、ただしDRが親族以外は自賠責が適用される

※傷害の補償金額はスポーツ安全保険、見舞金制度に準ずる。

・対物

対象：競技車が壊した物（※自車、他競技車は含まず。オフィシャル車は補償）

補償：1競技車1競技会において最大30万まで補償。（免責10万）

例① 電柱破壊 100万請求 ⇒ 20万補償

例② 橋破損 30万請求 ⇒ 20万補償

例③ ミラー破損 10万請求 ⇒ 補償無し

＜運用＞

- ①主催クラブがこの共済の使用を決め、特別規則書等に記載
 - ②選手がこの共済を利用する場合、主催者に申込を行う。
申込は「保険・車両申告書」の（３）に○をつけるのみ。
掛け金の５，０００円を参加費に追加して主催者に支払う
 - ③主催者が取りまとめ、開催週の月曜までにJMRC関東事務局に別紙リストを提出し、
掛け金を振り込む
 - ④JMRC関東事務局にて加入条件を確認。
- ※④の段階で条件（JMRC関東加盟、スポーツ安全保険又は見舞金制度へ加入）を
満たしていない場合、原則として虚偽の申告扱いとして出走を認めない。

＜注意点＞

死亡時の賠償額が３，５００万（自賠責含む）、また物損が３０万以上（免責１０万含まず）
の場合、差額は選手本人の負担になります。

あくまでも、１つの保険（共済）の提案であって、利用するかに関しては選手個人
の判断で、通常のJAF保険等を利用されても構いません。

＜他地区での適用＞

他地区の選手の本共済の利用（東北地区の選手が関東のラリーに参戦等）に関しては
現在、調整中です。

JMRC全国ラリー振興事業委員会及びJMRC関東にて検討後、HP等で告知します。